

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	伊達 晃洋
【住所又は本店所在地】	東京都板橋区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和8年3月31日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社Birdman
証券コード	7063
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	伊達 晃洋
住所又は本店所在地	東京都板橋区
事務上の連絡先及び担当者名	安田智之税務会計事務所 税理士 安田 智之
電話番号	080-7944-0767

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.20
訂正される報告書の報告義務発生日	令和7年2月10日
訂正箇所	令和7年2月18日に提出いたしました変更報告書 No.20の記載事項の一部(下記参照)に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。 また、訂正箇所には下線を付して記載しています。

表紙

< 訂正前 >

提出書類 変更報告書 No.20

< 訂正後 >

提出書類 変更報告書 No.19

第2 提出者に関する事項

1 提出者（大量保有者） / 1

< 訂正前 >

(7) 保有株券等の取得資金

取得資金の内訳

自己資金額（W）（千円）	3,100
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	<p>平成27年12月1日付の株式分割（1:100）により普通株式30,690株取得。</p> <p>平成28年9月1日付で普通株式6,000株を譲渡。</p> <p>平成29年12月1日付で株式分割（1:50）により普通株式1,225,000株取得。</p> <p>平成31年3月29日付で普通株式50,000株を処分。</p> <p>平成31年4月23日付で普通株式90,000株を処分。</p> <p>令和2年7月8日付で普通株式15,100株を処分。</p> <p>令和5年1月1日付の株式分割（1:2）により普通株式1,094,900株取得。</p> <p>令和6年5月10日付で普通株式390,000株を処分。</p> <p>令和6年5月17日から令和6年5月23日の間に普通株式110,000株を処分。</p> <p>令和6年5月29日付で普通株式73,500株を処分。</p> <p>令和6年5月30日から令和6年8月20日の間に普通株式125,500株を処分。</p> <p>令和6年8月21日から令和6年9月4日の間に普通株式67,000株を処分。</p> <p>令和6年9月5日付で普通株式29,000株を処分。</p> <p>令和7年1月10日から令和7年1月27日の間に普通株式130,100株を処分。</p> <p>令和7年1月28日から令和7年2月10日の間に普通株式131,300株を処分。</p> <p>残高は1,133,090株。</p>
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	3,100

< 訂正後 >

(7) 保有株券等の取得資金

取得資金の内訳

自己資金額 (W) (千円)	3,100
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	平成27年12月1日付の株式分割 (1:100) により普通株式30,690株取得。 平成28年9月1日付で普通株式6,000株を譲渡。 平成29年12月1日付で株式分割 (1:50) により普通株式1,225,000株取得。 平成31年3月29日付で普通株式50,000株を処分。 平成31年4月23日付で普通株式90,000株を処分。 令和2年7月8日付で普通株式15,100株を処分。 令和5年1月1日付の株式分割 (1:2) により普通株式1,094,900株取得。 令和6年5月10日付で普通株式390,000株を処分。 令和6年5月17日から令和6年5月23日の間に普通株式110,000株を処分。 令和6年5月29日付で普通株式73,500株を処分。 令和6年5月30日から令和6年8月20日の間に普通株式125,500株を処分。 令和6年8月21日から令和6年9月5日の間に普通株式96,000株を処分。 令和7年1月10日から令和7年1月27日の間に普通株式130,100株を処分。 令和7年1月28日から令和7年2月10日の間に普通株式131,300株を処分。 残高は1,133,090株。
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	3,100